

## 二地域居住等促進戦略策定業務委託に係る募集要項

### 1 業務の目的

本市は、避暑地としての圧倒的な夏の涼しさ、豊富なグルメ、大自然といった観光資源と、ひがし北海道の中核都市として医療施設や商業施設がある都市機能や、周辺観光地や大都市圏や札幌圏とのアクセスの良さなどのポテンシャルを活かし、民間事業者が運営するホテルやマンスリーマンション等を受け皿として、長期滞在者数(\*1)を順調に伸ばし 13 年連続北海道内第 1 位の実績(\*2)となっている。しかしながら、長期滞在者はシニア世代が多く移住者につながりにくいことや、夏季は滞在施設が不足するものの、厳しい冬のイメージから、冬季は長期滞在者がいないことで滞在施設数が増えないなどの課題を抱えている。

また、地方創生、テレワークや副業・兼業による転職なき移住など、場所に縛られない暮らし方・働き方が広がる中、地方移住や二地域居住等のニーズの高まりを受け、国から二地域居住促進法が公布されるなど、より都会から地方への流れが創出・拡大することが期待されている。

本業務は、このような実情を踏まえ、他地域には無い夏の涼しさという最大の強みを活かしながら、長期滞在から二地域居住へ、そして移住定住への促進を図るため、また交流人口と関係人口を爆発的に増やすことで、民間事業者が稼ぐ仕組みづくりの実現と、地域内の経済波及効果を高め、減少が続く本市の人口を補完し本市が抱える諸問題を解決できるよう、現状や課題等を整理し、目標や取り組むべき施策とその役割分担を検討の上、最終的には民間事業者により自走できるよう、実現に向けたロードマップとアクションプランを策定することを目的とする。

\*1 釧路市における長期滞在者の定義は、3泊4日以上釧路市内に滞在する者を指す。

ただし、出張目的のビジネス滞在者と、調整・練習・大会出場のためのスポーツ滞在者を除く。

\*2 北海道が取りまとめる『北海道体験移住「ちょっと暮らし」』の令和 5 年度実績において、平成 23 年度から 13 年連続での全道第 1 位。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

二地域居住等促進戦略策定業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「二地域居住等促進戦略策定業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 業務委託期間

契約締結の日から令和7年8月29日（金）まで

(4) 契約上限額

6,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式とし、企画提案書及びプレゼンテーション等の評価において、最も点数が高かった事業者を最優秀提案事業者として選定する。

4 参加資格要件

(1) 公募型プロポーザル方式に参加できる者は、単独企業、個人又は複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。ただし、1つの企業または個人が複数の企画提案に参加することはできない。

(2) 単独企業、個人及びコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

ア 日本国内に本店、支店又は営業所を有していること。

個人の場合は、日本国内に住所を有していること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。

エ 法人税（国税）及び法人住民税（本業務を実施する事務所や事業者が所在する市区町村により課税される法人住民税）並びに消費税及び地方消費税について、未納がないこと。

個人の場合も同様に、住所のある市町村から課税されている全税目並びに消費税及び地方消費税について、未納がないこと。

オ 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に規定されている暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当しないこと。

カ コンソーシアムの構成員が、単体企業又は個人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

5 企画提案に係る手続

(1) 参加表明書の作成及び提出方法

ア 提出書類

・【様式第1号】参加表明書

（単独企業の場合は様式第1号の1を用い、コンソーシアムの場合は様式第1号の2を用いるものとする）

・【様式第2号】会社概要

イ 提出期間

令和6年10月15日（火）から令和6年10月24日（木）までの毎日、9時から17時まで。

ウ 提出先

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働係（担当：島・金子・坂本）

電話：0154-31-4538

E-mail：shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp

エ 提出方法

PDF形式にてメールにより提出するものとする。なお、提出者は必ず送信したことを電話連絡により確認すること。

(2) 企画提案書作成及び提出方法

参加表明書及び別に定める書類（以下「参加表明書等」という。）による参加資格の要件審査の適否については、【様式第3号】参加資格要件審査結果通知書により通知する。参加資格が適合と判定された者（以下「参加資格適合者」という。）は企画提案書を作成し提出することができる。

ア 提出書類

・【様式第4号】企画提案書

（単独企業の場合は様式第4号の1を用い、コンソーシアムの場合は様式第4号の2を用いるものとする）

イ 提出期間

令和6年10月30日（水）から令和6年11月13日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

ウ 提出先

上記5-(1)-ウに同じ。

エ 提出方法

上記5-(1)-エに同じ。

(3) 企画提案書の提出にあたっての留意事項

ア 提出された企画提案書は、提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、変更しようとする場合には、改めて企画提案書及び関係書類一式を提出すること。

- イ 提出期限を過ぎた後は、企画提案書及び関係書類の変更はできない。
- ウ 理由の如何を問わず、企画提案書の提出期限の延長は行わない。

(4) 失格となる参加資格適合者

参加資格者適合者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書等及び企画提案書を無効として、その者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- ア 企画提案書及び関係書類が提出期限までに提出されない場合。
- イ 提出された全ての書類内容に虚偽の記載があった場合。
- ウ 本募集要項4に定める参加資格要件を満たしていない、若しくは満たすことができなくなった場合。
- エ その他、本募集要項の定めを反した場合。
- オ 本件に関して不正行為等があった場合。

(5) 無効となる企画提案書

企画提案書による要件審査において、提出された企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。なお、無効と判断された場合は、【様式第5号】企画提案書要件審査結果通知書により通知する。

- ア 提出方法が本募集要項に適合しない場合。
- イ 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しない場合。
- ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。
- エ 虚偽の内容が記載されている場合。

(6) その他

- ア 使用する言語は日本語とし、使用する通貨は日本国通貨とする。
- イ 参加表明書等、企画提案書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加表明書等、企画提案書は、市は提出者に無断で使用しない。
- エ 提出された参加表明書等、企画提案書は、返却しない。
- オ 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

6 本プロポーザルに関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書等及び企画提案書の作成、提出に係る質問のみとし、【様式第6号】質問書により受け付ける。ただし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 提出先

上記5-(1)-ウに同じ。

(3) 提出方法

上記5-(1)-エに同じ。

#### (4) 受付期間

- ア 参加表明書の作成、提出に係る質問については、令和6年10月15日（火）から令和6年10月18日（金）の9時から17時までとする。
- イ 企画提案書の作成、提出に係る質問については、令和6年10月30日（水）から令和6年11月5日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時までとする。

#### (5) 回答方法

- ア 参加表明書等の作成、提出に係る質問に対する回答は、質問者に対し、令和6年10月22日（火）までにメールで送信するものとする。
- イ 企画提案書の作成、提出に係る質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、釧路市ホームページに令和6年11月8日（金）までに掲載するものとする。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

### 7 企画提案書の評価及び審査方法

#### (1) 審査方法

- ア 企画提案書の審査は、公募型プロポーザル審査委員会において行うものとする。
- イ 参加表明書等による要件審査  
本プロポーザルへの参加資格については、提出された参加表明書等により参加資格要件を確認し、適否を判定する。参加資格適合者に対しては、【様式第3号】参加資格要件審査結果通知書によりその旨を通知し、企画提案書の提出を要請する。また、この審査において非適合と判定された者に対しては、同通知書によりその旨を通知する。
- ウ 企画提案書による要件審査  
参加資格適合者により提出された企画提案書について、本募集要項5(5)の基準に基づき要件審査を行う。この審査において、企画提案書が無効と判定された者については、【様式第5号】企画提案書要件審査結果通知書によりその旨を通知する。
- エ 企画提案書による内容審査  
公募型プロポーザル審査委員会において、プレゼンテーションの機会を設け、企画提案書の内容審査を行った上で、最優秀提案事業者を選定する。

(2) 評価項目及び基準等

評価項目	評価基準	企 画 提案書	配点	評 価 点 数					
				特に優れて いる	優れている	標準的	やや劣って いる	劣っている	
実施体制・ 実績 (10点)	・本業務を円滑に実施するための適切な実施体制、業務責任者、業務担当者等を確保しているか。	業務実施 体制報告書	5点	5	4	3	2	1	
	・本業務の実施に必要な実績を提案者が有しているか。	業務実績書	5点	5	4	3	2	1	
企画 提案内容	1 実施 方針 (10 点)	・仕様書の内容に基づき、本業務の目的等を十分理解した提案となっているか。	1-(1)	5点	5	4	3	2	1
		・本業務を実施するに当たり重視する点や考え方が示されているか。							
	・本業務を着実に実施するための業務スケジュールとなっているか。	1-(2)	5点	5	4	3	2	1	
	2 業務 内容 (60 点)	(1) 戦略の策定 ・本市の地域特性と現状、これまでの取組を的確に把握した上で、長期滞在者数増加にむけて具体的で実現性の高い施策を立案し、役割分担を設け、実現に向けたロードマップを策定する提案となっているか。 ・「くしろ長期滞在ビジネス研究会」会員と市役所関係課の合意形成の方法について効果的な提案であるか。 ・市民にとってわかりやすい内容での戦略等の策定ができるか。	2-(1)	20点	20	16	12	8	4
		(2) プラン策定に必要な調査・分析等の実施 ・情報収集や分析等の手法について、具体的かつ効果的な提案となっているか。	2-(2)	10点	10	8	6	4	2
		(3) 目標値の設定 ・目標値の設定についての手法が示されているか。 ・民間投資を促し、夏季に不足する長期滞在施設を増やすための取組について提案されているか。	2-(3)	10点	10	8	6	4	2
(4) 進捗管理のための指標及び体制構築の検討 ・進捗管理のための指標を適切に設定する提案となっているか。		2-(4)	10点	10	8	6	4	2	

	・くしろ長期滞在ビジネス研究会会員と連携した体制構築を具体的に検討する提案となっているか。								
	(5) ヒアリングの実施等 ・ヒアリングやアンケート等の実施について、具体的かつ効果的な提案となっているか。	2-(5)	10点	10	8	6	4	2	
価格 (10点)	・見積金額が提案内容に対して適正であるか。	見積書	10点	10	8	6	4	2	
その他 (特筆に値する事項) (10点)	・当事業における担当者の意欲が感じられるか。 ・追加での効果的な提案があるか。	-	10点	10	8	6	4	2	
合 計			100点						

(4) プレゼンテーションの実施日

令和6年11月22日（金）午前中 ※時間等の詳細については、別途通知する。

(5) 実施場所

釧路市役所 ※詳細については、別途通知する。

8 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明に関する事項

(1) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求

参加資格要件を満たさない場合を非適合といい、本募集要項5(5)で示す項目に該当した場合を無効といい、また公募型プロポーザル審査委員会の選定結果を踏まえ当該業務の内容に適すると認められる事業者に特定されなかった場合を非特定ということとする。

非適合、無効、非特定と判断された者は、それぞれ、通知書に記載された説明要求書提出期限までに書面（任意様式）により担当部署に対してそれぞれの理由の説明を求めることができる。

(2) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求書の提出方法等

ア 提出先

上記5-(1)-ウに同じ。

イ 提出方法

上記5-(1)-エに同じ。（様式は任意）

ウ 受付期間

通知のあった日から、土曜日、日曜日及び祝日を除く2日以内の9時から17時まで。

(3) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求に対する回答

説明要求に対する回答は、説明を求めることができる最終期日の翌日から起算して土曜日、日曜日及び祝日を除く2日以内に行う。

## 9 業務委託契約に関する事項

### (1) 見積書徴取の相手方として特定

公募型プロポーザル審査委員会において最優秀提案事業者を選定し、市長はこの選定結果を踏まえ、最も適すると認められる事業者を特定し、当該事業者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手方とする。なお、事業者の特定結果については、【様式第7号】事業者特定結果通知書により通知する。

### (2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、原則として、市長が特定した事業者の提案した企画提案書内に記載された見積額とする。

### (3) 業務委託契約内容等

本業務委託契約は、業務委託契約書によるものとする。

### (4) 委託料の支払い

前払いを希望する場合は、契約金額の3割7分5厘相当を上限とし、残りは後払いとする。

## 10 スケジュール（予定）

実施内容	日程
募集要項等の公告	令和6年10月15日（火）
参加表明に関する質問書の提出期限	令和6年10月18日（金）
参加表明に関する質問に対する回答	令和6年10月22日（火）
参加表明書等の提出期限	令和6年10月24日（木）
参加資格審査結果通知及び企画提案書の提出要請	令和6年10月28日（月）
企画提案に関する質問書の提出期限	令和6年11月 5日（火）
企画提案に関する質問に対する回答	令和6年11月 8日（金）
企画提案書等の提出期限	令和6年11月13日（水）
プレゼンテーションの参加要請通知	令和6年11月15日（金）
プレゼンテーション及び内容審査の実施	令和6年11月22日（金）
選考結果通知	令和6年 11月下旬予定
業務委託契約の締結（随意契約）	令和6年 12月上旬予定

11 担当部署

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働係（担当：島・金子・坂本）

電話：0154-31-4538

E-mail：shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp